

平成23年度第1回 国土交通省大阪航空局 入札監視委員会
審議概要

開催日及び場所		平成23年5月27日(金) 大阪航空局会議室	
委員		委員長 稲垣 喬 (弁護士) 委員 伊佐 弘 (大阪工業大学名誉教授) 委員 竹林 幹雄 (神戸大学大学院教授)	
審議対象期間		平成22年10月1日～平成23年3月31日	
抽出案件		総件数 6件	
工 事	一般競争 (WTO)	該当なし	
	一般競争	1件	
	工事希望型競争	1件	
	通常型指名競争	1件	
	随意契約	該当なし	
建設コンサルタント業務等		1件	
役務の提供及び物品の製造等		1件	
地方官署契約分		1件	
委員からの意見・質問、それに対する大阪航空局の回答等		意見・質問	回 答
		別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容		特に問題無いと判断されるが、各委員の発言を踏まえ、今後の入札、契約手続きについて一層公正かつ透明性をもった実施をお願いしたい。	

意見・質問（委員）	回答（大阪航空局）
<p>1. 抽出事案の審議 工事（工事希望型競争入札方式以外の指名競争入札方式） 【出雲空港旧電源局舎撤去工事】</p> <p>○ 競争入札から随意契約に移行して契約に至った案件が抽出されているが、どのような経緯か。</p> <p>2. 入札結果の分析の審議 【低入札等契約状況について】</p> <p>○ 再び低入札が増えつつあり、また応札者の辞退が増えてきているようだが低入札が多い事と何らかの関係があるのではないか。この関係性について、気をつけて頂きたい。</p> <p>○ 低入札と入札辞退というものは、相反するものと思われるがどのような状況か。</p> <p>○ 低入札の問題は、予定価格が適正なものであったかどうかポイントを置くべき。</p> <p>○ 指名停止について、停止期間を経過したら何もなかったものとして処理しているのか、評価におけるペナルティはないか。</p>	<p>○ 入札を2回実施したが落札に至らず、不落による随意契約に移行したものである。通常は随意契約へ移行する事はないが、再度手続きを行う場合は、本件工事後のスケジュールに影響がでることから設定工期を守らなければならない状況にあったため、やむを得ず随意契約に移行している。</p> <p>○ 低入札が発生する原因としては、調査基準価格が段々と引き上げられている事も要因の一つで、従前低入札でなかったものも現在では低入札となる状況。 また、過去10年ないし15年間の実績を求めるため、実績作りとして、低入札となるとしても低い価格で入札する場合があるようである。 最低入札額をみて採算が合わないから辞退するものもあるが、初回から辞退するケースは他の入札と重なり技術者が配置できない等の状況から発生しているのではないかと思われる。 引き続き注視していきたい。</p> <p>○ 指名停止期間を満了すれば、通常の処理となる。総合評価等の評価において、ペナルティを与える事もない。 再犯の場合は、停止期間が長くなるなど加重されるが、停止措置の取り扱いは標準的と考える。</p>

<p>3. その他</p> <p>○ 総合評価落札方式は、本運用となっていないのか。非常に上手く機能しているように思われる。</p> <p>早期に本運用に移行した方が良いのでは</p>	<p>○ 現在も試行として運用している。</p>
--	--------------------------

他の事案の契約方式についての意見・質問等は特になし。